

(1) 庶務事務等の見直し状況報告

■ 物品購入事務の改善

①物品購入事務の現状

②物品購入事務の改善案

① 物品購入事務の現状

【単価契約物品】

- ① 物品購入伺の作成
 - ② 物品購入伺を契約管理課へ提出
 - ③ 負担行為書の作成
 - ④ 発注書兼納品書の作成
 - ⑤ 受領書兼物品交付通知書の作成
 - ⑥ 発注書兼納品書を単価契約業者へ郵送
 - ⑦ 納品時に契約管理課に立ち寄り、発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に検収印をもらう
 - ⑧ 納品場所で発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に受領印をもらう
 - ⑨ 受領書兼物品交付通知書と請求書を契約管理課へ提出する
 - ⑩ 負担行為書と請求書と受領書兼物品交付通知書を要求課に渡す
 - ⑪ 支出命令書を作成
- 要求課
- 契約管理課
- 業者
- 契約管理課
- 要求課

1 1 工程

【1品5万円未満の消耗品】

- ① 物品購入伺の作成
 - ② 物品購入伺を契約管理課へ提出
 - ③ 見積依頼伺の作成
 - ④ 見積依頼書兼見積書を複数の業者へ郵送
 - ⑤ 見積書の受付
 - ⑥ 負担行為書の作成
 - ⑦ 発注書兼納品書の作成
 - ⑧ 受領書兼物品交付通知書の作成
 - ⑨ 発注書兼納品書を単価契約業者へ郵送
 - ⑩ 納品時に契約管理課に立ち寄り、発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に検収印をもらう
 - ⑪ 納品場所で発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に受領印をもらう
 - ⑫ 受領書兼物品交付通知書と請求書を契約管理課へ提出する
 - ⑬ 負担行為書と請求書と受領書兼物品交付通知書を要求課に渡す
 - ⑭ 支出命令書を作成
- 要求課
- 契約管理課
- 業者
- 契約管理課
- 要求課

1 4 工程

① 単価契約物品購入事務の現状

工程が多い原因

単価と業者が決まっている単価契約物品なのに**契約管理課を経由**する必要がある

視察した自治体では作成していない**唐津市独自の文書が多く、経路先も多い**
(物品購入伺、発注書兼納品書、受領書兼物品交付通知書)

時間や費用がかかる原因

唐津市独自の文書に合わせたシステムにカスタマイズしているため電子決裁に対応しておらず、**いまだ紙による決裁を行っている**(時間)

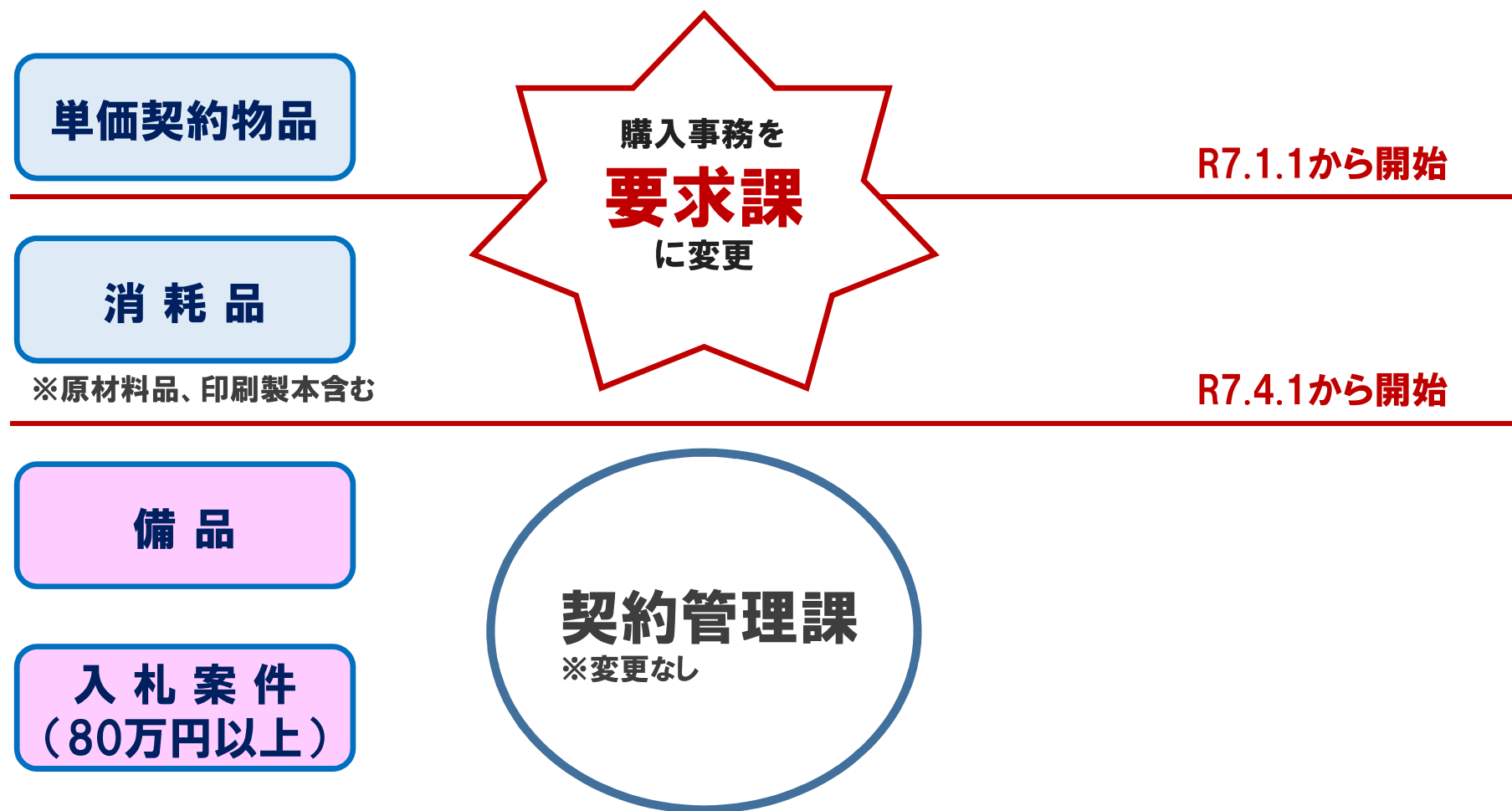
少額随意契約における見積もり合わせの省略(一者見積)規定に該当するにもかかわらず**適用しない**(時間・人件費)

発注の際、メール・電話・FAXを使わず、**郵送を基本としている**(時間・人件費・郵便料)

見積提出期日まで待ったあげく未提出が多く、**結果として1者からしか見積書をもらっていない**(時間・人件費)

業者による納品の際、検収印や受領印をもらうため、**契約管理課と要求課を行き来している**(時間)

② 物品購入事務の改善案



② 物品購入事務の改善案

単価契約物品を要求課で購入する R7.1.1から開始

① 口頭もしくは任意の発注書で業者に発注 **要求課**

② 要求課に納品及び請求書を提出 **業者**

③ 支出負担行為兼支出命令書で支払い **要求課**

3工程



【単価契約物品】

- ① 物品購入伺の作成
 - ② 物品購入伺を契約管理課へ提出
 - ③ 負担行為書の作成
 - ④ 発注書兼納品書の作成
 - ⑤ 受領書兼物品交付通知書の作成
 - ⑥ 発注書兼納品書を単価契約業者へ郵送
 - ⑦ 納品時に契約管理課に立ち寄り、発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に検収印をもらう
 - ⑧ 納品場所で発注書兼納品書と受領書兼物品交付通知書に受領印をもらう
 - ⑨ 受領書兼物品交付通知書と請求書を契約管理課へ提出する
 - ⑩ 負担行為書と請求書と受領書兼物品交付通知書を要求課に渡す
 - ⑪ 支出命令書を作成
- 要求課 (steps 1, 2, 11)
契約管理課 (steps 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9)
業者 (steps 7, 8)
契約管理課 (steps 10, 11)

11工程

(2) 公民館のあり方検討について

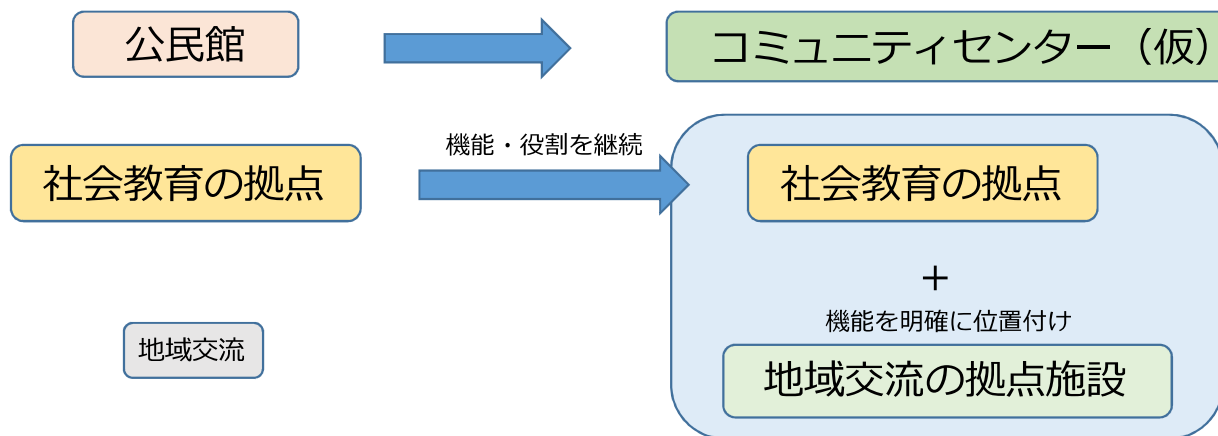
現状

公民館は講座や教室の開催、市民等主催のサークル活動を行うなど、社会教育の拠点である。一方で公民館に求められる役割について、地域住民への文化、教養を向上する社会教育拠点機能に加え、地域交流拠点としての施設機能を求められるようになっており、現状、公民館は社会教育分野以外にも地域づくり拠点としての役割を担うことがあり、また地域が抱える課題解決の場にもなっている。

検討

社会教育法上の位置付けではなく、現状に合った機能を明確に位置付け、そして社会変化を考慮し、将来目指すべき姿を見据えてより地域住民が活用しやすい拠点とするにはどうすべきか、令和7年度からあり方の検討を始める。

※イメージ



(3) 行財政改革 2025（仮称）について

計画の位置づけ

唐津市行財政改革 2025（仮称）は、第3次唐津市総合計画の前期基本計画に基づき、「唐津市定員管理計画」、「唐津市財政計画」などの計画と連携しながら推進していくための計画

計画策定時期

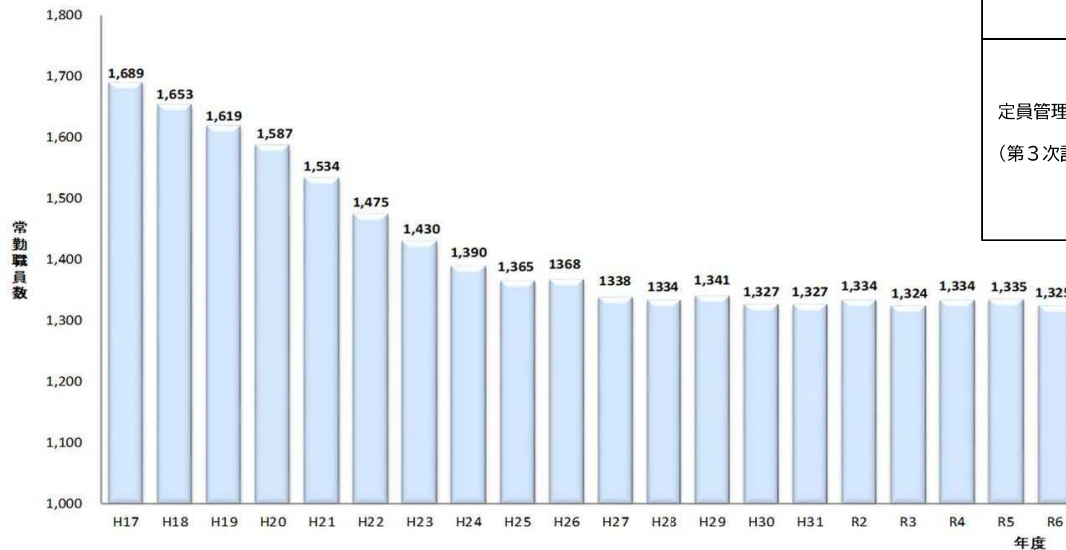
当初は令和7年4月に策定予定としていたが、第3次唐津市総合計画が3月議決予定で、また、行財政改革の基礎となる定員管理計画及び財政計画が2月下旬に示されたことを踏まえ、これらの計画を研究する期間を考慮し、計画策定を令和7年度前期中に変更する。
※第1回行政改革推進会議においてもご意見をいただいた。

※終期は第3次唐津市総合計画前期基本計画に合わせて令和11年度（2029年度）までとする。

①唐津市定員管理計画について

これまでの計画（第1次～第3次計画）の実績

本市の常勤職員数は、市町村合併後の平成17年度の1,689人から第1次計画に基づき職員数の適正化に取り組んだ結果、平成28年度には1,334人まで減少した。また、平成30年度以降は、第2次計画及び第3次計画に基づき適正な定員の管理に取り組んできた結果、目標値の1,343人以内で推移している。



区 分	策定年月	対 象	数値目標	結 果
定員適正化計画 （第1次計画）	H17年12月 （計画期間） H18.4.1 ～ H27.4.1	常勤職員 ※育休代替 を含む	1,343人以内 ・集中改革プランの5年後（H22年度当初）の職員数を1,509人以内とし、10年後の職員数を1,343人以内とする。（H17年度当初比20.5%減、346人減） ・合併による削減効果の早期達成を図る。	H17.4.1 ⇒ 1,689人 H27.4.1 1,342人 職員数の適正化に取り組んだことにより、職員数は、10年間で347人減少し、人件費約131億円を抑制した。
定員管理計画 （第2次計画）	H29年12月 （計画期間） H30.4.1 ～ R5.4.1	常勤職員 ※育休代替 を除く	1,343人以内 ・第1次計画の目標を基本とし、行政サービスの低下や、市政の運営に支障をきたさないことを念頭に、長期的な視点で人員の確保を図る。	H29.4.1 ⇒ 1,341人 R5.4.1 1,335人 適正な定員管理を推進したことにより、職員数は、目標値以内で推移した。
定員管理計画 （第3次計画）	R5年3月 （計画期間） R5.4.1 ～ R7.4.1	常勤職員 ※育休代替 を除く	1,343人以内 ・R6年に開催されるSAGA2024による影響を踏まえ、第2次計画の数値目標等を継承 ・計画期間は、総合計画や財政計画の計画期間と整合をとり、R6年度（R7.4.1）までとした。	R5.4.1 ⇒ 1,335人 R7.4.1 1,318人※ 適正な定員管理を推進したことにより、職員数は、目標値以内で推移した。 ※R7年4月1日の人数は見込

第4次計画の基本方針

定員管理の対象に非常勤職員（会計年度任用職員）を加え、行政サービスの低下や市政の運営に支障をきたさないことを念頭に、事務効率化の推進や組織機構の見直しを進めるなどして、人口等の規模にあった適正な定員管理を推進する。

推進するにあたっての取り組み

- ① 行政需要への対応
- ② アウトソーシング（外部委託）の拡充と事務効率化の推進
- ③ 組織・機構の見直しによる組織の簡素化と効率化の推進
- ④ 職員の育成
- ⑤ 職員採用の適正化
- ⑥ 多様な雇用形態の活用

計画期間

令和7年4月1日から令和12年4月1日までの5年間

第4次計画の数値目標

常勤職員については、人口等の規模にあった適正な定員管理を行うこととし、基本方針等に沿って、消防職を除いた職員数が1,100人以内（令和12年4月1日現在）となるよう数値目標を設定することとする。

また非常勤職員（会計年度任用職員）についても、基本方針等に沿って、数値目標を設定することとする。

第4次計画期間の給与費推移見込

（単位：人、百万円）

職 種	基 準 値 令和6年度	目 標 値 令和12年度	増 減 数 基準値と 目標値の比較	増 減 率 基準値と 目標値の比較
行 政 職	1,038人	1,035人	▲ 3人	▲ 0.3%
技 能 労 務 職	58人	47人	▲ 11人	▲ 19.0%
消 防 職	182人	183人	1人	0.5%
再任用以外職員計 (A)	1,278人	1,265人	▲ 13人	▲ 1.0%
行 政 職（再任用）	36人	8人	▲ 28人	▲ 77.8%
技 労 職（再任用）	11人	1人	▲ 10人	▲ 90.9%
消 防 職（再任用）	0人	0人	0人	-
再任用職員計 (B)	47人	9人	▲ 38人	▲ 80.9%
常 勤 職 員 計 (C=A+B)	1,325人	1,274人	▲ 51人	▲ 3.8%
消防職を除く常勤職員数	1,143人	1,091人	▲ 52人	▲ 4.5%
会計年度任用職員				
4月1日現在の人数 (D)	642人	550人	▲ 92人	▲ 14.3%
年間任用人数 (E)	884人	762人	▲ 122人	▲ 13.8%
4月1日現在の職員数 (C+D)	1,967人	1,824人	▲ 143人	▲ 7.3%
年間任用職員数 (C+E)	2,209人	2,036人	▲ 173人	▲ 7.8%

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
常 勤 職 員 の 給 与 費	10,032	10,062	10,053	10,017	10,021	9,986	9,982
会計年度任用職員の給与費	2,162	2,177	2,151	2,118	2,086	2,053	2,021
給 与 費 計	12,194	12,239	12,204	12,135	12,107	12,039	12,003
対 前 年 度 比 較	-	45	▲ 35	▲ 69	▲ 28	▲ 68	▲ 36

※1 給与費は、給料、職員手当（退職手当を除く）及び共済費の合算額（見込み）

※2 令和6年度の給与費は、令和6年度3月補正後予算額を計上

※3 令和7年度以降の給与費は、令和7年度当初予算をベースに算定

②唐津市財政計画について

計画の趣旨

第3次唐津市総合計画に基づく施策の着実な展開と、本市財政の健全化を図るため、財政運営上の目標値を定め、財源の見通しを中期的な観点から示しながら、持続可能な財政基盤の確立へ向けた計画的な財政運営の指針をするもの。

計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

計画の基本目標（財政健全化に向けた取組み）

- ① 経常経費の削減
- ② 市債借入の抑制
- ③ 基金の確保と活用

財政健全化に向けた取組み

① 経常経費の削減

【目標】経常収支比率 90.0%以下（令和11年度末）

※前計画における経常収支比率の目標

令和6年度末 90.0%以下

（実績：令和6年度末見込み 89.4%）

人件費をはじめとする経常経費の削減に取り組むとともに、事業の選択と集中を進めます。あわせて、安定的な財源の確保に向けた取組みを進めます。

これにより経常一般財源の余力創出を進め、持続可能な財務体質への改善を進めます。

○歳出削減の取組み

- ・職員の定員適正化（新たな定員管理計画に基づき実施）
- ・他会計への基準外繰出金の計画的な縮減
- ・公共施設保有量の適正化（維持費の縮減と定員適正化の支援）
- ・新たな行政評価制度による事業の廃止、見直し、効率化
- ・DX等による行政コストの縮減

○歳入増加の取組み

- ・税源の涵養（企業誘致ほか）
- ・受益者負担の適正化（使用料の見直しほか）
- ・収納率の向上（債権管理の強化ほか）

② 市債借入の抑制

【目標】実質公債費比率 13.0%未満（令和11年度末）

※前計画における実質公債費比率の目標

令和6年度末 15.0%未満

（実績：令和6年度末見込み 14.4%）

※地方債発行許可団体：18.0%以上

後年度の財政負担を軽減するため、市債の借入額を抑制します。

公共施設の保有量は削減していく方針ですが、インフラ整備も含め、一定の投資は今後も必要です。先々の実質公債費比率及び純借入残高を試算しながら、実施事業の調整を行います。

○市債借入抑制の取組み

- ・投資的経費の抑制
 - （投資的経費の選択と集中、施設整備の優先順位、平準化などの調整）
- ・起債の選択（高率の交付税措置があるものを優先して活用）
 - 災害復旧事業債（交付税算入率：《補助》95%、《単独》47.5%）
 - 辺地対策事業債（交付税算入率：80%）
 - 過疎対策事業債（交付税算入率：70%）
 - 緊急防災・減災事業債（交付税算入率：70%）
 - 緊急自然災害防止対策事業債（交付税算入率：70%）
 - 緊急浚渫推進事業債（交付税算入率：70%）
 - 公共施設等適正管理推進事業債
 - （交付税算入率：《集約化・複合化》50%、《長寿命化・転用・立地適正化・ユニバーサルデザイン化》財政力に応じて30%～50%）

③ 基金の確保と活用

【目標】4つの基金残高 100億円以上（令和11年度末）

①財政調整基金、②公共施設整備基金、③響創のまちづくり基金、④ふるさと寄附金基金

※前計画における基金残高の目標

令和6年度末 ①②③の基金で50億円以上

（実績：令和6年度末見込み 80.5億円（①②③の3基金））

将来の財政運営の安定性を高めるため、一定規模の基金残高を確保し、次期財政計画へ引き継ぎます。⁶

同時に、モーターボート競走事業収入を原資とする公共施設整備基金及び響創のまちづくり基金、並びにふるさと寄附金を原資とするふるさと寄附金基金については、資金の主旨と性質を踏まえたうえで、第3次唐津市総合計画の実現のため、有効に活用していきます。

公共施設整備基金及び響創のまちづくり基金の活用限度額は、ボートレースからつまネジメントプランにより毎年35億円を基礎としつつ、基金残高も考慮し、今後5年間で計190億円と設定します。モーターボート競走事業収入の積立額の配分は固定的に定めず、活用見込等を踏まえて毎年判断をしていきます。

ふるさと寄附金基金の活用限度額は、寄附受入想定額等に基づき毎年25億円を基礎としつつ、基金残高も考慮し、今後5年間で計150億円と設定します。

③行財政改革 2025（仮称）の基本理念と取組項目について

基本理念について

◎持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた改革

合併から20年。これから市民センターのあり方、公共施設の再編、行政事務事業評価の見直し、持続可能な財政運営をどうしていくか多くの課題を抱えている。唐津市は本当に改革していかなければいけない時期、かつ変革しようとしているタイミングであるという思い。

重点項目の設定

前回の行政改革推進会議において「計画には重点的にすべき明確な目標を示すべき」との意見のもと、行政改革の重点課題を検討し項目を選定。

重点3項目

市民センターの組織体制の整備

総人件費の抑制（定員管理の適正化）

財源投入適正化

具体的取り組み（重点項目）

重点項目	考え
I 市民センター組織体制の整備	合併から20年経った現在でも旧町村時代の役場が残ったまま。今まで各市民センターの今後の方向性はあったものの曖昧になってしまっていた。令和7年12月までに方針を固めることとしており、この計画で明確に定め、遂行する必要がある。
II 総人件費の抑制（定員管理の適正化）	新たな定員管理計画では、令和8年度以降、毎年度、約3,000万円から約7,000万円の減額を見込んでいる。総人件費の抑制の観点も含めて、行政サービスの維持・向上を念頭に、行政需要の動向と財政状況とのバランスを考慮しながら、適正な定員管理を行っていく必要がある。
III 財源投入の適正化	経常経費と投資的経費を抑制をすることは当然であるが、物価高や人件費高騰の影響により一般財源が圧迫している状況である。高率の交付税措置があるものを優先して活用するなど後年度の財政負担を軽減するため、先々の実質公債費率及び純借入残高を試算しながら市債借入の抑制をしていく必要がある。

具体的取り組み（その他の項目）

取組名	考え方
1. 人材育成の推進と職員・組織の意識改革	より効率の良い事務処理、低コストで質の高いサービスや施策の実施方法の検討など、人材育成を通して、職員の生産性を高めていく必要性がある。
2. 組織改革の適正化	行政が効果的かつ効率的に事務事業を処理するために、政策目標に対応できる体制構築と適正な職員規模については常に検討が必要で、今後の行政需要の動向等を勘案した組織機構が必要である。
3. 行政DX化の推進	行政のデジタル化の推進に取り組んできた。次はデジタル技術を活用し市民サービスの向上、業務効率化や生産性向上に重点を置き、改革を進めていく。

具体的取り組み（その他の項目）

取組名	考え方
4. 事務事業評価の取り組み	すべての事務事業についてPDCAサイクルに基づいて、それぞれ目的、意図、手段から妥当性、有効性、効率性を評価し、事務事業の見直し（スクラップアンドビルド）をしていく。
5. 補助金・第三セクターの見直し	時代と社会の実情に合った支援のあり方が意義がどうなのか、市の関与のあり方を確認、検証を行い、適正化を図っていく。
6. 公共施設の管理のあり方	公共施設再配置計画での短期計画期間（実行プラン）が令和9年度であるため、その状況確認と、今後の公共施設の管理の方法について検証を行っていく。

行財政改革2025基本理念

持続可能な行政経営の基盤づくりと将来に向けた改革

行財政改革具体的取組

重点3項目

市民センターの組織体制の整備

総人件費の抑制（定員管理の適正化）

財源投入適正化

人材育成の推進と職員・組織の意識改革

組織改革の適正化

行政DX化の推進

事務事業評価の取り組み

補助金・第三セクター見直し

公共施設の管理のあり方

(4) 市民センターのあり方について

検討について

令和7年度中に市民センター全体の方向性を示す

令和7年4月からの組織機構について

市民センター（現行）

総務・福祉課

産業・教育課



市民センター（改正）

地域支援グループ

—

市民センター産業・教育課業務を、本庁所管課へ

